

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 26 日

各務原市内介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」について（周知）

平素より、市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび厚生労働省老健局より、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて事務連絡が発出されましたので、ご承知おきください。

記

添付文書

- ・「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」について  
（令和 3 年 3 月 23 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）
- ・「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」について  
（令和 3 年 3 月 3 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 大海	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp